久米老人ホーム組合養護老人ホーム静香園

空調設備改修工事

発注仕様書

令和８年度施工

（建設リサイクル法対象工事）

久米老人ホーム組合養護老人ホーム静香園

発　注　仕　様　書

１　工事名

久米老人ホーム組合養護老人ホーム静香園

空調設備改修工事

２　工事の目的

久米老人ホーム組合養護老人ホーム静香園では、平成１６年に新築移転を行ってから２２年が経過し、空調設備等の更新の時期がきている。この度、施設の長寿命化を図るため平準化により部分的に空調設備の改修工事を行い、ひいては利用者への安全で安心できるサービスの向上を実現することを目的とする。

３　工事の場所

久米老人ホーム組合養護老人ホーム静香園

（１）敷地の概要

・所 在 地　　岡山県久米郡美咲町打穴下１７６６番地

・敷地面積　　９，１５０ｍ^2

（２）建物概要

・建築構造　　鉄筋コンクリート造り平屋建て

・建 築 年　　本館　　平成１６年（２００４年）

・延床面積　　３，４８１．８０ｍ^2

４　工事期間

契約締結の日から令和９年３月１９日まで

５　工事の内容

・本館　単独系統空調設備更新

６　提供資料

見積与条件については、発注者が提供する次の資料による。

（１）（資料１）空調換気設備等平面図

（２）（資料２）設置機器集計表

（３）（資料３）既設設備写真

７　機器仕様

（１）空調設備

ア　本館単独系統の空調設備を更新する。

イ　更新設備箇所及び機器の名称、型番（参考)、数量は（資料１）空調換気設備等平面図及び（資料２）設置機器集計表を参考とすること。

ウ　設置機器において、メーカー及び型番は任意とするが、（資料２）設置機器集計表に記した機器と同等以上の機能及び性能を有するものを導入すること。

エ　配管及び電気設備については既設の設備を利用すること。なお、変更は認めないため施工において必要となる経費はすべて見積額に含めること。

８　工事仕様

（１）本工事は執務並行改修となる。工事を実施する際には、施設の運営に対する影響を最小限に抑えるよう努めること。

（２）受注者は、工程計画について事前に施設管理者と十分な打合せを行い、決められた計画で作業を実施すること。

（３）本工事で導入する機器については、着手前にメーカーリスト、納品仕様書を施設管理者に提出し、了承を得ること。

（４）空調設備の取付工事は、作業時間を８時３０分～１７時とし、夜間の時間帯において空調設備の機能停止がないようにすること。

（５）空調設備に関し既存設備からの切り替えに伴う機能停止は必要最低限とすること。

（６）既存設備等との接続にあたっては、既存設備等に損傷を与えないように行うものとし、損傷を与えた場合は速やかに施設管理者に連絡するとともに受注者の責任において、これを修理又は取り換えること。

（７）作業員等は施設立入前に体温測定を行い、体温が３７.５℃以上であった場合は立入を禁ずる。

（８）施設内ではマスクを必ず着用する。マスクは受注者にて準備すること。

（９）本事業で導入する設備は、設備毎に運用設定・試験・調整を行い、仕様書で定めた性能・機能が発揮されることを確認すること。

(10) 作業員名簿を作成（または整備）し、施設への入退室者がわかるようにするとともに、工事関係者とわかるような名札等をつけること。

(11) 既存設備撤去等に伴う壁面等の補修は、受注者の責任において既存の状態に準じて補修すること。ただし、既存設備の経年使用による天井、壁面、床面の汚れを清掃する必要はない。

(12) 本工事は、仕様書の他、電気通信事業法に定める技術基準に基づいて施工する。

(13) 設備の設置に際しては、各メーカーの据付要領書に従うこと。

(14) 不要となった機器及び配線等の撤去と処分を行うこと。

9　地域経済への配慮

本業務の実施にあたっては、企業への発注や物品等の調達は美咲町の企業や店舗を利用する等、可能な限り地域経済に配慮するよう努めること。

10　契約不適合責任

導入機器等の欠陥によるすべての破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取り換えを行うものとする。

契約不適合責任の改善等に関しては、責任を負担する期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合は、発注者は受注者に対し改善等を請求できるものとする。

（1）施工の不適合責任

施工の契約不適合責任期間は、引渡しを受けた日から１年とする。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合を除くものとする。

（2）契約不適合検査

当組合は、施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、受注者に対し契約不適合検査を行わせることができるものとする。受注者は、当組合と協議した上で、契約不適合検査を実施し、その結果を報告するものとする。

また、契約不適合検査にかかる費用は受注者の負担とする。契約不適合検査による契約不適合の判定は、契約不適合検査要領書により行うものとする。本検査で契約不適合と認められる部分については受注者の責任において改善、修理するものとする。

（3）契約不適合検査要領

受注者は、あらかじめ「契約不適合検査要領書」を当組合に提出し、承諾を受けるものとする。

（4）契約不適合検査の基準

契約不適合検査を行う基準は次のとおりとする。

ア　施工上の欠陥が発見された場合

イ　主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合

ウ　性能に著しい低下が認められた場合

（5）契約不適合の改善、修理

ア　改善・修理

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、当組合が指定する時期に受注者が無償で改善・修理するものとする。改善・修理に当たっては、改善・修理要領書を提出し、承諾を受けるものとする。

イ　契約不適合の判定に要する経費

契約不適合責任期間中の契約不適合の判定に要する経費は受注者の負担とする。

11　成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

（1）完成図書

ア　竣工図（配置図・配線図、機器姿図）

イ　納入仕様書

ウ　保証書

エ　工事写真台帳

オ　機器取扱説明書

カ　廃棄物処理に伴う書類（フロン引取証明書等）

キ　その他、完成図書として当組合が要求する資料

（2）上記の電子データを収めた電子媒体（ＤＶＤ-Ｒ）

12　注意事項

（1）安全管理

ア　敷地内での作業については、危険等に最大限注意を払うこと。また関係者に対する危険表示等、十分な注意を払うこと。受注者の責に帰すべき事由により当組合又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

（2）原状復帰

ア　既存施設の配線等には十分注意し、破損・汚損した場合は原状に復旧すること。

イ　敷地内外の工作物等を破損した場合は、原状復旧すること。

（3）軽微な変更等

ア　施設管理者の指示によって生ずる軽微な変更に対しては請負金額の変更は行わない。

（4）その他

ア　施工にあたっては関係法規を遵守し、誠実な対応を取ること。

イ　本工事により生じた損傷は、受注者の負担により復旧を行うこと。

ウ　残材等は搬出処分とし、その責任は受注者が負うものとする。

エ　敷地内に資材置場、現場事務所を設ける場合は施設管理者の指示を受けること。

オ　工事完了時に清掃を行い、後始末の処理に完全を期すること。